

公立大学法人周南公立大学の業務実績評価の基本的な考え方

令和4年7月15日決定

令和6年4月1日改正

周南市公立大学法人評価委員会

この基本的な考え方は、周南市公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、公立大学法人周南公立大学（以下「法人」という。）の業務実績の評価を実施するにあたっての基本方針及び評価の方法等について定めるものとする。

1 基本方針

- (1) 評価は、大学における教育研究の特性や運営の自主性、自律性に配慮して行うものとする。
- (2) 評価は、中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況を確認する観点から行うものとし、次期の中期目標・中期計画の検討に資するものとする。
- (3) 評価は、法人運営の継続的な改善・質的向上に資する評価を行うものとする。
- (4) 評価は、中期目標の達成に向けた取り組みを分かりやすく示すことによって、透明性の確保を図るとともに、社会への説明責任を果たすものとする。
- (5) 評価は、必要に応じて工夫・改善を行うものとする。

2 評価の種類

評価委員会は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第78条の2第1項に規定する次の評価を行う。

- (1) 中期目標期間4年目終了時に行う、中期目標期間終了時に見込まれる中期目標期間における業務の実績に関する評価（以下「中間評価」という。）
- (2) 中期目標期間終了時に行う、中期目標期間における業務の実績に関する評価（以下「期間評価」という。）

3 評価方法

- (1) 評価は、法人の自己点検・評価に基づいて行うことを基本とする。

なお、法第79条の規定に基づき、中間評価及び期間評価を行うに当たっては、学校教育法第109条第2項に規定する認証評価機関の評価を踏まえることとする。

- (2) 評価は、書面調査、ヒアリング及び現地視察等を通じて行うものとする。
- (3) 評価は、「小項目別評価・大項目別評価」及び「全体評価」により行う。

ア 小項目別評価・大項目別評価

中期目標・中期計画に定められた各項目の進捗状況または達成状況を確認し、評価を行う。

イ 全体評価

小項目別評価・大項目別評価の結果を踏まえ、法人の中期目標・中期計画の進捗

状況または達成状況の全体について総合的に評価を行う。

- (4) 評価の透明性・正確性を確保するために、評価結果を決定する前にその結果を法人に示し、意見の申立ての機会を設ける。
- (5) 中間評価・期間評価の具体的な方法については、別途定める。

4 評価を受ける法人が留意すべき事項

評価委員会としての基本的考え方は上記のとおりであるが、評価を受ける法人が留意すべき事項は以下のとおりである。

- (1) 法人は、自己点検・評価の結果や自己改善等の方法等について、市民の視点に立って、分かりやすい説明を行うよう留意する。
- (2) 法人は、目標の達成に向け、組織内の責任の所在を明確にし、自己点検・評価の実施体制を確立する。

5 その他

この業務実績評価の基本的な考え方は、必要に応じ、評価委員会に諮ったうえで見直しを行う。

地方独立行政法人法（抜粋）

(評価の結果の取扱い等)

第29条 地方独立行政法人は、前条第1項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。

(中期目標の期間における業務の実績等に関する評価等の特例)

第78条の2 公立大学法人は、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。この場合において、第二十八条から第三十条までの規定は、公立大学法人には、適用しない。

- 1 中期目標の期間の最後の事業年度の前々事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 2 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
- 2 公立大学法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事業年度の終了後三月以内に、当該各号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 3 第1項の評価は、同項各号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならぬ。
- 4 評価委員会は、第1項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該公立大学法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該公立大学法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 5 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合には、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 6 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。
- 7 第29条の規定は、第1項の評価を受けた公立大学法人について準用する。この場合において、同条中「及び年度計画並びに」とあるのは「及び」と、「毎年度、当該」とあるのは「当該」と読み替えるものとする。

(認証評価機関の評価の活用)

第79条 評価委員会が公立大学法人について前条第1項第1号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績又は同項第2号に規定する中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うに当たっては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。

(中期目標の期間の終了時の検討の特例)

- 第79条の2 設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第78条の2第1項第1号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時までに、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。
- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 設立団体の長は、第1項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

学校教育法（抜粋）

(認証評価制度)

- 第109条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- ② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

学校教育法施行令（抜粋）

(認証評価の期間)

- 第40条 法第109条第2項（法第123条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は7年以内、法第109条第3項の政令で定める期間は5年以内とする。

公立大学法人周南公立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（抜粋）

(業務実績等報告書の記載事項)

- 第23条 法第78条の2第2項の報告書には、中期計画に定めた項目について自ら評価を行った結果を記載しなければならない。